加古川市若者勤労者奨学金返還支援補助金 Q&A

1. 補助対象経費について

Q1-1. 在学していた大学独自の奨学金を利用していました。補助の対象になりますか?

A. 大学独自の奨学金は補助の対象外です。 日本学生支援機構の第1種・第2種奨学金のみ補助の対象となります。

Q1-2. 月賦・半年賦併用払いによる返還も補助の対象になりますか?

A. 補助の対象となります。交付申請において割賦方法を申し出てください。

Q1-3. 繰上返還により返還した奨学金は補助の対象になりますか?

A. 繰上返還により返還した奨学金は補助対象外となります。繰上返還分を除く返還額を申請書の 「月賦返還額」「半年賦返還額」欄に記載してください。

<u>Q1-4. 昨年度も加古川市若者勤労者奨学金返還支援補助金を受けていましたが、今年度から返</u> 還額を増額しました。補助対象の額はどうなりますか?

A. 昨年度の月当たりの補助対象額と今年度の月当たりの返還額を比較し、低い方の額が補助の対象になります。ただし、出産や疾病などにより一時的に返還額を減額していた場合や、年収と連動して返還額が決定する所得連動返還方式で返還する場合など、特別な理由がある場合は、今年度の交付対象期間中に返還した額が補助の対象になります。

2. 補助対象者について

Q2-1.市内に居住していますが、勤務地は市外の事業所です。補助を受けることはできますか?

A. 要件を満たしていれば勤務地が市外であっても補助を受けることは可能です。ただし、令和8年3月1日時点の勤務地が市内の方と市外の方では補助率が異なります。

Q2-2. 非正規雇用の場合で補助対象となるのは、どのような人ですか?

A. 平成30年4月1日から令和6年12月31日までの間に、正規に準ずる雇用(雇用契約上の所定労働時間が20時間以上かつ、正規雇用の所定労働時間の4分の3以上)となった方で、令和8年3月1日まで継続して正規に準ずる雇用となっている方のうち、正規雇用への転換を希望している方です。

Q2-3.「正規雇用の所定労働時間の4分の3以上」の具体的な例を教えてください。

A. 例えば、正規雇用の方が週 40 時間勤務(1日8時間勤務)という会社の場合は、週 30 時間 以上となります。同様に、週 38 時間 45 分勤務(1日7時間 45 分勤務)の場合は週 29 時間 4 分以上、週 35 時間勤務(1日7時間勤務)の場合は週 26 時間 15 分以上となります。 4分の3の計算を行った結果、1分未満の端数が発生する場合は切り上げとなります。

<u>Q2-4. 非正規雇用者のうち、正規雇用への転換を希望している人だけが対象となるのはなぜですか? また、補助対象期間の始期が雇用から1年を経過した日となっているのはなぜですか?</u>

A. 当該補助制度は、中小企業等と大手企業の賃金格差に対する経済的支援と、若者勤労者の市内 定着及び転入の促進を目的としているため、正規雇用の方および正規雇用を目指している方 (非正規雇用者となってから一定期間継続して雇用されている方)を対象としています。

<u>Q2-5. 非正規雇用者のうち、「所定労働時間が 20 時間以上かつ、正規雇用の所定労働時間の</u> 4分の3以上」の人だけが対象となっているのはなぜですか?

A. 正規雇用を目指し、正規雇用に近い雇用形態で働いている方について、正規雇用への転換を支援することを目的に対象としています。

<u>Q2-6. 令和7年4月1日以降に、雇用形態が正規雇用から正規に準ずる雇用へと変わりました。</u> この場合は補助対象になりますか?

A. 正規に準ずる雇用の場合、同一の中小企業等において1年以上継続して雇用されている必要があるため、この場合は補助対象となりません。

<u>Q2-7. 令和6年度以前に補助金を30ヶ月受け取りました。あと何ヶ月補助金を受け取れます</u>か?

A. 令和6年度以前に補助金を受け取った月数(30ヶ月)に2を乗じた月数が60ヶ月となるため、72ヶ月-60ヶ月=12ヶ月となり、残り12ヶ月補助金を受け取ることができます。

3. 補助金額について

- Q3-1. 令和7年 10月1日時点では市内の事業所に勤務していましたが、転勤により令和8年 3月1日時点では市外の事業所に勤務しています。この場合の補助率はどうなりますか?
- A. 令和8年3月1日時点で判定するため、市外の補助率となります。

Q3-2. 兵庫型奨学金返済支援制度を受けているのですが、補助金額はどうなりますか?

- A. 交付申請時および実績報告時に、勤務先から支給された(支給予定の)手当の金額を報告して いただきます。補助対象期間中に支給された手当の金額を差し引いて補助金を交付します。
- Q3-3. 兵庫型奨学金返済支援制度を受けています。勤務先からの手当は4月から支給されていますが、加古川市若者勤労者奨学金返還支援補助金は10月から対象となっています。補助金額の計算はどうなりますか?
- A. 勤務先から支給されている手当の金額を月額に換算し、10月分以降に相当する手当の金額を加古川市若者勤労者奨学金返還支援補助金の補助対象経費から差し引きます。
- <u>Q3-4. 勤務先から手当が支給されていますが、兵庫型奨学金返済支援制度かどうか分かりません。</u>
- A. 兵庫型奨学金返済支援制度が適用されているかどうかは、勤務先にご確認ください。兵庫型奨学金返済支援制度が適用されておらず、企業が独自に支給している手当の場合は、当該補助制度の対象となりません。
- Q3-5.「正規に準ずる雇用となって1年を経過した日」の具体的な例を教えてください。
- A. 例えば、令和6年10月1日に正規に準ずる雇用となった場合は、令和7年9月30日の終了をもって1年が経過しますので、令和7年10月1日が「1年を経過した日」となります。

- Q3-6. 令和6年4月から奨学金を返還しています。令和6年7月1日に正規に準ずる雇用となり、1年を経過する前の令和7年5月1日に同じ会社で正規雇用へと転換しました。補助対象期間の始期はいつからになりますか?
- A. 令和7年5月1日が始期となります。

正規に準ずる雇用となって1年を経過した日(令和7年7月1日)と、同一の中小企業等において正規雇用へと転換した日(令和7年5月1日)を比べて、いずれか早い日が始期となります。なお、交付申請書を提出した後に雇用形態が正規雇用へと転換した場合は、変更届の提出が必要です。

- Q3-7. 令和6年4月から奨学金を返還しています。令和6年7月1日に正規に準ずる雇用となり、令和7年9月1日に同じ会社で正規雇用へと転換しました。補助対象期間の始期はいつからになりますか?
- A. 令和7年7月1日が始期となります。

正規に準ずる雇用となって1年を経過した日(令和7年7月1日)と、同一の中小企業等において正規雇用へと転換した日(令和7年9月1日)を比べて、いずれか早い日が始期となります。なお、交付申請書を提出した後に雇用形態が正規雇用へと転換した場合は、変更届の提出が必要です。

- Q3-8、令和6年4月から奨学金を返還しています。令和6年7月1日に正規に準ずる雇用となり、令和7年9月1日に転職し、別の会社で正規雇用となりました。転職直前まで元の会社に勤務していましたが、補助対象期間の始期はいつからになりますか?
- A. 令和7年9月1日が始期となります。 同一の中小企業等ではなく、別の中小企業等で正規雇用となった場合は、正規雇用となった日が始期となります。
- <u>Q3-9, 令和8年3月分が残高不足のため、引き落としできませんでした。補助金額はどうなり</u>ますか?
- A. 令和8年2月分までが補助対象となります。2月分も引き落としができていない場合は、今年度の補助金を受けることはできません。

4. 交付申請について

Q4-1. 申請書類の訂正に修正液や修正テープを使用してもよいですか?

A. 修正液や修正テープは使用しないでください。訂正する場合は、訂正箇所が明らかになるようボールペン等で二重線で見え消ししてください。

Q4-2. 現在、加古川市民ではありませんが、令和8年1月1日までに加古川市に居住する予定です。補助金の申請は可能ですか?

A. 交付申請時に加古川市民でなくとも、令和8年1月1日時点で市内に住所を有する予定であれば申請可能です。加古川市に転入された場合は、すみやかに変更申請書(様式第4号)を提出し、住所の変更を届け出てください。ただし、令和8年1月1日時点で市内に住所を有していない場合は、補助金を受けることはできません。

Q4-3. 奨学金の返還の口座名義は保護者ですが、補助を受けることはできますか?

A. 奨学金の返還を行っていれば、補助を受けることができます(ただし、奨学金の貸与を受けた者が死亡している場合は除く)。申請者の奨学金を返還していることが確認できる書類(通帳などの写し)を提出してください。

Q4-4. 令和7年10月から奨学金の返還が始まります。通帳の写しは必要ですか?

A. 第1回目の口座振替日(令和7年10月27日)以降に、引き落とし実績の分かる通帳などの 写しを準備いただき、申請書を提出してください。

<u>Q4-5. 通帳を記帳したところ、しばらく記帳していなかったため内容がまとめて記載されてい</u>ました。そのまま提出すればいいですか?

A. 金融機関に未記載分の明細書等の発行を依頼していただき、明細書等を添付のうえ提出してください。

5. 変更申請について

Q5-1. 交付申請後に転居しました。補助金を受けることはできますか?

A. 令和8年1月1日時点で市内に住所を有している場合は補助の対象となりますが、令和7年12月31日以前に市外へ転出し、令和8年1月1日時点で市内に住所を有していない場合は補助金を受けることができません。転出又は転居された場合は、すみやかに変更申請書を提出してください。

Q5-2. 交付申請後に婚姻し、姓が変更となりました。何か手続きが必要ですか?

A. 氏名を変更した場合、すみやかに変更申請書を提出してください。 氏名・住所のほか、会社名、勤務先、返還方法、返還額、雇用形態等が変更となった場合も、 同様に変更申請書を提出してください。

<u>Q5-3. 交付申請時に就職していた中小企業等を退職しました。補助金を受けることはできます</u>か?

A. 交付申請時に雇用されていた中小企業等を令和8年3月1日までに退職された場合は、補助を受けることができません。ただし、退職後、令和7年12月31日までに正規雇用で再就職し、補助の要件に該当する場合は、期限内に再度、交付申請を行ってください。

<u>Q5-4. 交付申請時に記入した兵庫型奨学金返済支援制度の金額が変わりましたが、どうすれば</u>よいですか?

A. 変更申請書の「兵庫型奨学金返済支援制度の手当等の額」欄に変更前後の金額を記入し、提出 してください。

6. 補助金の請求について

Q6-1. インターネット専業銀行(インターネット銀行・ネット銀行)を利用しており、通帳も キャッシュカードも発行されていないため請求書に写しを添付できません。

A. インターネットから金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が記載されているページを印刷したものを提出してください。

Q6-2. 補助金の振込先は、申請者の保護者名義の口座でもいいですか?

A. 必ず申請者本人の口座を指定してください。